

<日本からベトナムへの越境 EC 法制①>

2021 年 9 月 14 日

One Asia Lawyers ベトナム事務所

はじめに

ベトナムは、近年、世界で最も急速に成長している E コマース市場として注目されています。ベトナム商工省、ベトナム電子商取引・デジタル経済庁が発表した「White Book on Vietnamese E-Business 2020」によれば、2019 年の電子商取引（B2C）の売上高は約 10 億米ドルに達し、小売業の総売上高の 4.9%を占め、電子商取引プラットフォームの利用者は、ベトナム全体の人口の 42%を占めているとされています。

しかしながら、ベトナムにおける電子商取引の問題点として、特に、国境を越えた電子商取引（いわゆる越境 EC）をエンド・ツー・エンド（E2E）で運営するための統一された法的文書がないことが挙げられます。

この問題点を解決すべく、2020 年 3 月 27 日、ベトナム首相は「越境 EC の管理スキームの承認に関する Decision No.431/QD-TTg」（以下「Decision431 号」といいます）を発行し、これを受けて政府は、(i)取引管理と通関業務の効率を高めることを目的とした電子商取引の輸出入に関する情報の受領と処理のためのインフラストラクチャー、(ii)通関手続き、関税評価、ライセンス、ライセンス条件、検査、及びライセンス・ライセンス条件・検査の免除に関する越境電子商取引に関するルール策定を進めています。

本稿は、ベトナムにおいて電子商取引（EC）プラットフォーム（以下「ECPF」といいます）を運営し、日本に所在する販売者が ECPF を介してベトナム人顧客に商品を販売する際の現状の法的な解釈・方法について紹介をしております。なお、本稿は、以下 7 つのパートから成ります。

目次

- 1 ベトナムにおける越境 EC の法的位置づけ
- 2 ECPF サービスに関する投資条件
(以上、本稿にて紹介)
- 3 商工省への登録
- 4 プラットフォームに関するその他の条件
- 5 日本の販売者に課せられる条件と商品損害賠償責任
- 6 代金の支払い方法
- 7 E-ロジスティック輸入税

1 ベトナムにおける越境 EC の法的位置づけ

日本からベトナムへの越境 EC は、ECPF 上でベトナム在住の顧客が ECPF に日本の商品を注文し、売買が成立した後、物流会社を經由してベトナムの購入者に海外発送されます。

上記は、ベトナム法上、電子商取引に関する Decree No.52/2013/ND-CP (以下「政令 52 号」といいます) 第 35 条 1 項に定める ECPF サービスに該当します¹。

2 ECPF サービスに関する投資条件

(1) ECPF 市場への参入条件—ベトナム法の適用

WTO コミットメントにおいて、ベトナムは、ECPF サービスを含む EC 事業に関連するいかなるサービスについても、外国投資家への市場開放をコミットしていません。

その他投資条件について参照すべき国際協定がなければ、に、外国投資家は、ベトナムの法律にしたがってその分野の投資を実施することとなります (2020 年投資法 (Law No. 61/2020/QH14、以下「投資法」といいます) の細則である Decree No.31/2021/ND-CP (以下「政令 31 号」といいます) 第 17 条 4.b 項²)。

したがって、ECPF サービスについても、ベトナムの法律にしたがって投資を実施する必要があります。

(2) ベトナム法における ECPF の投資条件

ECPF は、電子商取引活動として、外国投資家の条件付投資分野に該当します (政令 31 号付録 I B. 55 項)。そして、電子商取引活動に関する投資条件は、Decree No.09/2018/ND-CP 号 (以下「政令 9 号」といいます) に規定されており、そこに外国投資家に適用される電子商取引活動の投資条件についても規定されています。

具体的には、外国投資家がベトナムで電子商取引活動を行うためには、次ページ表の条件を満たした上で、政令 9 号第 5 条および第 9.3 条に基づくビジネスライセンスを取得する必要があります。

¹ 政令 52 号 第 35 条 ECPF サービスの提供 第 1 項

「ECPF サービスを提供する事業者・組織は、他の事業者・組織のために電子商取引のためのウェブサイトを開設し、当該ウェブサイト上で商品やサービスの売買プロセスの一部または全部を行う事業者・組織をいう。」

² 政令 31 号 第 17 条 外国投資家に対する投資条件に関する制限の適用 第 4 項

「ベトナムが外国投資家に対して投資を認めていない分野、業種への投資条件は、以下のとおり：

b) ベトナムの法令が当該事業分野における外国投資家の投資を制限している場合、ベトナムの法令を適用する。」



【表 外国投資家がベトナムで電子商取引活動を行うための条件】

No.	外国投資家に適用される投資条件（2020年投資法9条3項）	電子商取引に関する活動
1	外国投資家に求められる定款資本	下限、上限共に制限無し
2	投資手法	外国投資家資本出資比率 100%での企業設立 又は 株式の取得又は出資による資本参加（資本参加を受けた企業は外資企業となる） ※政令 9 号の電子商取引登録手続きに従い、外国投資家は上記のような企業を通さずに国境を越えた電子商取引活動サービスを提供することはできない。
3	事業範囲	EC 事業の事業範囲は、外国投資家とベトナム人投資家双方に同様に適用されます。 ECPF の運営形態（政令 52 号 35 条 2 項）： 1. ウェブサイト上で、利用者がブース設けて商品やサービスの展示・紹介ができる 2. ウェブサイト上で、商品やサービスを展示・紹介するために、支店のウェブサイトを開設することができる 3. ウェブサイト上に、利用者が商品やサービスの販売や購入に関する情報を投稿できるセクションを設けることができる
4	国人投資家の投資活動に必要な事項	1. 事業許可申請に必要な資金計画の取得（政令 9 号 9 条 1 項 b） 2. ベトナムでの設立から 1 年以上経過している場合、延滞税が発生していないこと（同項 c） 3. 明確なビジネスプランの構築、事業活動・ビジネスの方法、ビジネスプランのプレゼンテーションと市場開発、労働力の需要、ビジネスプランの影響と社会経済有効性の評価（政令 9 号 12 条 2 項 b）

(3) ECPF に関するビジネスライセンスの取得

外国投資家は、投資法および 2020 年企業法 (Law No. 59/2020/QH14) に基づき、外資企業の本社が所在する地域の計画投資局 (以下「DPI」といいます) で投資登録を行うこととなります。提出された各申請書に基づき、DPI は以下を発行します。

- ① 投資登録証明書 (以下「IRC」) 及び企業登録証明書 (以下「ERC」)、又は
- ② ベトナム企業への出資または株式購入の登録確認書 (Confirmation of Registration)

上記の発行を受けて DPI での投資登録が完了した後、外国投資家は産業貿易省 (以下「DIT」といいます) に電子商取引登録申請書を提出します。

DIT は、上記の条件を満たすだけでなく、プラットフォームのビジネスライセンスを承認・発行する前に、申請者の事業計画が同一市場に属する国内企業の競争力の程度と比較して不適合ではないかどうかを検討します。

Lazada、Shopee、Tiki などのベトナム国内の販売者を対象とした既存のプラットフォームとは異なり、越境 EC における ECPF は、ベトナム所在の顧客が日本の販売者の商品を購入する機会を得ることができるということに特徴があります。これは、ベトナムの顧客に商品を販売することで、国内品の市場シェアを奪い、国内の販売者と競争する結果を生じさせます。当該事情に加えて、税金、外国為替管理、税関申告、偽造品・侵害品・不適格品の管理、e-ロジスティックなど越境 EC に関する統一的な法制度が未整備であることからすると、DIT が越境 EC を行う ECPF についてビジネスライセンスを付与されるかどうかはかなり不透明な状況と考えられます。実際に、現在ベトナムに拠点を置きながら越境 EC が可能な ECPF を運営している企業は見当たらず、国外の EC サイトからベトナムの顧客へ商品を販売している、というのが現状となります。

以上から、ベトナムの法令にしたがって、越境 EC を実施しようとする場合には、ECPF に関するビジネスライセンスの取得見通しが立たない、という点が問題点の一つとして挙げられます。前述した Decision431 号を受けて政府が検討している新たなルールによって、この問題点が早期に解決されることが期待されています。

なお、次節以降は、ビジネスライセンスが取得できた場合を前提にして、その後必要な手続きや留意点等について紹介をしています。

(②へ続く)

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

<著者紹介>



松谷 亮

One Asia Lawyers ベトナム事務所代表

日系大手の IT 企業及び化学・電子部品メーカーにて社内弁護士として合計 6 年間勤務後、2019 年より One Asia Lawyers ベトナムオフィスへ入所、ホーチミン市在住。進出、現地子会社管理（コンプライアンス・人事労務）、新規事業開発案件、M&A、取引先との契約交渉、知的財産に関する契約交渉及び紛争処理案件を数多く経験しており、特に職務経験のある IT・製造業の法務案件を専門とする。

日系企業の統括拠点（日本・シンガポールなど）と連携し、現地法人の事情を統括拠点へと適切に伝え、統括拠点と現地法人との橋渡し・調整を行うことについても得意としており、スピード感をもって企業が適切にリスク判断することができるよう、社内の意思決定プロセスも考慮したうえで、分かりやすく丁寧な法的助言を行うよう心掛けている。



Vo Thi Huong

One Asia Lawyers ベトナムオフィス

国内法律事務所、日系大手商ほ社、星系大手 EC 企業にて勤務した後、2021 年より One Asia Lawyers ベトナムオフィスへ入所、ホーチミン市在住。M&A、貿易、IT 事業、債権回収、労務、知的財産紛争、ベトナム当局との協議・連携など多種にわたる業務の経験を有しており、特に貿易、EC 事業に関する専門性を有している。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

ryo.matsutani@oneasia.legal